

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第42号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則の一部を改正する規則
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則（平成26年静岡県規則第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(安全の確保等) 第14条 (略)	(安全の確保等) 第14条 (略) <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> 第14条の2 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、 <u>子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u> 2 認定こども園は、通園を目的とした自動車 <u>(運転席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)</u> を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認 <u>(子どもの降車の際に限る。)</u> を行わなければならない。
(認定こども園である旨の表示) 第15条 (略) (教育及び保育の内容) 第16条 (略)	(認定こども園である旨の表示) 第15条 (略) (教育及び保育の内容) 第16条 (略) <u>(虐待等の禁止)</u> 第16条の2 認定こども園の職員は、当該認定

(苦情処理)

第17条 (略)

附 則

4 第4条第1項及び第3項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

6 (略)

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第2条第1項の規定に

こども園の子どもに対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(苦情処理)

第17条 (略)

附 則

4 第4条第1項及び第3項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第8項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第8項において同じ。)をもって代えることができる。

6 (略)

7 第4条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子ども数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第2条第1項の規定に

より認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

(略)	
附則第6項	(略)

より認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

(略)		
附則第6項	(略)	
附則第7項	<u>第4条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者</u>	<u>看護師等</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 認定こども園において、この規則による改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則第14条の2第2項に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車の同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第1項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。